特集《インターネット上の知財データの活用》

世界知的所有権機関(WIPO)の ホームページからの情報



会員 下道 晶久

要約

特許協力条約(PCT)の締約国は 137 カ国に達し(2007 年 4 月現在),国際出願件数は 2006 年には 14万 5000 件を超え,日本の国際出願件数も 2 万 6000 件を超えた。このように PCT は外国出願の主要ルートの地位を占めており,国際出願に対する関心は益々高まっている。

WIPO 国際事務局は、出願人のために PCT に関する情報をホームページで提供しているが、国際出願に対する関心の高まりに応えるようにその内容を充実させてきている。特に、個々の国際出願に関しては国際公開された情報はもとより、各種見解書、国際予備審査報告、通知、優先権書類等、ほとんどの情報をホームページから入手できるようになった。

特筆すべきは、国際段階に係る情報の他に、国内段階移行及び移行後の情報を各国の特許庁等の協力を得て国際事務局が提供するようになったことである。国内段階の情報を入手することによって、第三者は関心の高い特定の国際出願がどの国に対し国内段階に移行したか知ることができる。

さらに、特定の出願人の国際出願件数の推移や技術分野別出願件数をグラフで表示してくれる等、加工したデータを提供している。

目 次

- [A] PatentScope Search Service の概要
- [B] 特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願に関する情報
- [C] 特定の国際出願に関する調査
- (D) Graphics Function
- (E) むすび

〔A〕PatentScope Search Service の概要

WIPO は,2007 年 4 月 1 日現在 1,246,241 件の国際 公開された国際出願のデータを保有しており,このデータに基づき「PatentScope Search Service」を提供している。このサービスを利用するには,

http://wipo.int/pctdb/en/(注)"en"は英語版である。 を開き、国際出願番号、国際公開番号、出願人名、発 明の名称等を入力することによって所望の情報を入手 することができる。また、キーワードを入力すること によって、国際公開公報のフロント頁から情報を入手 することができる。

例えば、特定の出願人に係る情報を入手したい場合、「Structured Search Box」の所定の箇所にその出願人の名称を入力すれば、当該出願人による公開された全

ての国際出願のリストを入手することができる。

以下、PatentScope Search Service から得られる情報及びその入手方法について紹介する。

〔B〕特許協力条約に基づく国際出願に関する情報

国際出願に関しどのような情報及び書類を入手することができるか説明する前に、国際出願の手続を進めてゆく過程で作成される書類、公開される情報、及びその時期を特許協力条約(PCT)の手続の流れに沿って説明する。

1. 特許協力条約に基づく国際出願の手続の流れ

図1は、特許協力条約(PCT)に基づき優先権を主張して国際出願をした場合の手続の流れを示した図である。

2. 国際段階の手続

国際段階は国際出願に始まり,国際予備審査報告の 作成によって終了する。以下,国際段階の主な手続に ついて説明する。

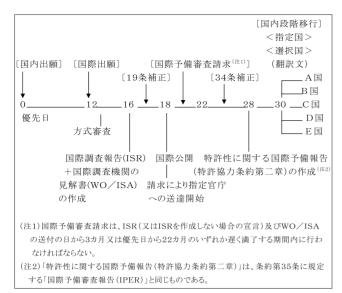


図1 PCTを利用した外国出願(優先権を主張した場合)

(a) 国際出願

パリ条約による優先権を主張して PCT によって外国出願する場合,優先権主張の基礎となる先の国内出願の出願日から 12 カ月以内に受理官庁(RO)に国際出願する。出願人は国際出願において,締約国の中から発明の保護を求める国を指定する。指定された国を「指定国」と言う。ただし,国際出願すると国際出願日時点における PCT の締約国すべてを指定したものとみなされるため,国際出願日時点の締約国はすべて指定国となる。

国際出願がされると受理官庁は国際出願の「方式審査」を行い、その国際出願が最小限の方式上の要件を満たしていれば国際出願日を与える。国際出願日が与えられれば、国際出願日から指定国において、従って国際出願日時点における PCT 締約国すべてにおいて正規の国内出願の効果を有し、各国において実際の出願日とみなされる。

(b) 国際調査

国際出願がされると、国際出願に記載された発明に関連する先行技術を調査する「国際調査」が国際調査機関(ISA)によって行われ、「国際調査報告(ISR)」が作成される。同時に国際調査機関は国際調査に基づいてその発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有するかどうかについて国際調査機関の見解を示した「国際調査機関の見解書(WO/ISA)」(以下、「見解書(WO/ISA)」と記す。)を作成する。これら国際調査報告及び見解書(WO/ISA)は優先日からほぼ16カ月までに国際調査機関からWIPO国際事務局(IB)及び出願人に送付される。

出願人は国際調査報告及び見解書(WO/ISA)を受領すると、先行技術を回避するために必要であれば請求の範囲について補正することができる(19条補正)。

また出願人は、見解書(WO/ISA)に否定的見解が含まれている場合には、これに対して反論する「非公式コメント」を国際事務局に提出することができる。ただし、国際予備審査を請求するのであれば、国際予備審査の請求時に見解書(WO/ISA)に対して意見を述べる機会が得られるので、非公式コメントを提出する必要はない。

(c) 国際公開

国際出願の内容は優先日から 18 カ月経過後に国際 事務局によって国際調査報告と共に「国際公開」され る。これによって第三者は他者の出願内容を先行技術 と共に知ることができる。

一方、見解書(WO/ISA)は国際予備審査に係る一件書類の一部であるとみなされているためこの時点では公開されない。しかし、国際事務局は指定官庁から請求があれば見解書(WO/ISA)をその指定官庁に送達する。その際、出願人から提出された見解書(WO/ISA)に対する非公式コメントも指定官庁に送付される。なお、指定官庁にこれらの書類が送付されるのは優先日から30カ月経過後であり、その際、見解書(WO/ISA)には「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)」なる表題が付される。また、優先日から30カ月経過後であれば、第三者は国際事務局からそれらの写しを入手することができる。

(d) 国際予備審査

国際予備審査は、請求の範囲に記載された発明が新 規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有するかどう かについての予備的かつ拘束力のない見解を示すこと を目的としており、出願人の希望によって行われる。

出願人が国際予備審査を希望する場合は、国際予備審査請求を国際調査報告(又は国際調査報告を作成しない場合の宣言)及び見解書(WO/ISA)の送付の日から3カ月、又は優先日から22カ月のうちいずれか遅く満了する期間内に国際予備審査機関(IPEA)に対して行わなければならない。

国際予備審査請求をするとき、出願人は国際予備審査の結果を利用することを意図する国を指定国の中から選択する。選択された国を「選択国」と言う。ただし、国際予備審査請求するとすべての指定国が選択されたものとみなされ、すべての指定国が選択国となる。

出願人は国際予備審査の請求時及び予備審査の間に,請求の範囲だけでなく明細書及び図面についても補正をすることができる(34条補正)。

一方, 国際予備審査機関は, 発明の新規性, 進歩性 及び産業上の利用可能性についての見解を示し、出願 人に意見を述べる機会を与える。これに対し出願人が 提出した答弁書及び補正書(34条補正)を検討し、 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有するかど うかについて国際予備審査機関の詳細な見解を記述し た「国際予備審査報告 (IPER)」を作成する。この報 告は優先日から28カ月、国際予備審査の開始の時か ら6カ月又は国際予備審査機関が認める言語への国際 出願の翻訳文を国際予備審査機関が受理した日から6 カ月のうち最も遅く満了する期間内に作成され,「特 許性に関する国際予備報告 (特許協力条約第二章)」 なる表題が付され出願人及び国際事務局に送付され る。これによって出願人は特許取得可能性について国 際調査報告(ISR)及び見解書(WO/ISA)よりさらに詳 細な判断材料を得ることができる。なお、国際予備審 **査の一件書類は秘密保持されるため公開はされない。**

一方国際事務局は、選択官庁から請求があれば「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第二章)」をその選択官庁に送達する。ただし、選択官庁に送達されるのは優先日から30カ月経過後である。

国際出願をした時点からここまでを「国際段階」という。

3. 国際段階の手続

(e) 国内段階移行

国際出願すると、すべてのPCT締約国を指定したものとみなされ、指定されたすべての締約国において国際出願日に正規の国内出願をしたものとみなされる。出願人はこれら指定国の中から実際に特許を取得したい指定国に対し、優先日から30カ月以内 (1)に国内段階に移行する手続を取らなければならない。通常の場合、すべての指定国で特許を取得する必要はないので、例えば指定国のうち5カ国(A国-E国)で特許を取得したいときには、優先日から30カ月以内にこれら指定国の国内官庁(「指定官庁(DO)」と言う。)に対して国内段階に移行する手続きをとればよい。

また,国際予備審査を請求するとすべての指定国が 選択されたものとみなされる。しかし,指定国の場合 と同様,実際に特許を取得したい選択国に対しては優 先日から 30 カ月以内に国内段階に移行する手続を取らなければならない。このときも指定国の場合と同様、すべての選択国で特許を取得する必要はないので,例えば選択国のうち 5 カ国(A 国 - E 国)で特許を取得したいときには,優先日から 30 カ月以内 (1 にこれら選択国の国内官庁(「選択官庁(EO)」と言う。)に対して国内段階に移行する手続をとればよい。

国内段階に移行するには、出願人は各指定官庁又は 選択官庁が要求する言語で国際出願の翻訳文を作成 し、各国毎に代理人を選任するとともに、代理人及び 各国特許庁に手数料を支払う必要がある。この点はパ リルートの場合と同じである。

■一部の国についてのみ国内段階に移行する手続を取った場合

出願人は,実際に特許を取得したい指定国又は選択国に対して優先日から30カ月以内に国内段階に移行する手続を取ればよい。その場合,国内段階に移行する手続をとらなかったその他の指定国又は選択国においては,国際出願の効果は当該指定国又は選択国における国内出願の取下げと同一の効果をもって消滅する。

従って、出願人が特許を取得することを意図しない 国については何ら手続を取る必要はない。

[C] 特定の国際出願に関する調査

次に、PatentScope Search Service を利用して特定の国際出願に関する情報を入手する方法を、国際公開番号が「WO2005/025280」の国際出願を例にとって説明する。

1. PatentScope Search Service へのアクセス

WIPO のホームページの中から http://wipo.int/pctdb/en にアクセスし、図 2 の画面を開く。この画面 には「International Patent Application」の「Structured Search」の入力画面が表示され、調査のための検索項目として以下の項目が表示される。

- (1) Front Page (国際公開公報のフロント頁中 のキーワードから検索)
- (2) Publication Number (国際公開番号)
- (3) Application Number (国際出願番号)
- (4) Publication Date (国際公開日)
- (5) English Title (英文の発明の名称)
- (6) English Abstract (英文の要約)

- (7) Applicant Name (出願人名)
- (8) Int. Class (国際特許分類: IPC)
- (9) Inventor Name (発明者名)
- (10) Priority Number (優先権主張の基礎とした 出願の番号)
- (11) Claims (請求の範囲)
- (12) Description (明細書)

International Patent Applications Structured Search This facility allows you to search 1,246,241 international patent applications and to view the latest information and documents available to the International Bureau. This page requires JavaScript in order to function properly. Please enable JavaScript and reload >>Query: Keywords: Front Page -AND Publication Number -WO2005/025287 • Publication Date AND AND --AND --English Abstrac AND Applicant Name -AND --• AND Inventor Name AND Priority Number • AND ---AND -Description

図 2 「Structured Search」の入力画面

Search Reset

[Search Summary]

2. 国際公開番号の入力

Results of searching in PCT for: WO/WO2005/025287: 1 record

»Display Options

図2の「Publication Number」(国際公開番号)の欄に,調査したい国際出願の国際公開番号「WO2005/025287」を入力し、欄の下にある「Search」をクリックする。すると、図3に示すように、国際公開番号と共に英文による発明の名称、要約、出願人名が表示される。

次に、図3の(WO2005/025287)をクリックする

R	efine <u>S</u> earch WO/WO2005/025287					∠ু RSS ঌ
	Title	Pub.	Date	Int.	Class	Applicant
1.	(WO 2005/025287) PLACEMENT UNIT FOR MOUNTING ELECTRIC COMPONENTS ONTO SUBSTRATES	17.03	.2005	H05K	13/04	SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT
	The invention relates to a placement unit (5) cor					

(10) that can be placed on a substrate (3). The holder (9) is connected to a rotary drive (7) of the placement device by means of a separable coupling comprising coupling elements (12, 13) that can be uncoupled in an axial direction. When the component (10) is placed on the substrate (3), the coupling is completely separated, thus uncoupling the holder (9) fully from the rotary drive (7). The holder (9) is pre-stressed axially towards the component (10) against the rotary drive (7) by an adjustable pressure device, the coupling surfaces (18) separating from one another by an axial application force that acts on the holder (9) and prevails...

図3 国際公開番号から検索した国際出願の発明の名称と 要約を表示した画面

と、図4に示す国際出願の国際公開公報のフロント 頁に掲載された書誌事項、代表図面を含んだ英語版 「GAZETTE」が表示される。なお、代表図面に文言 が含まれていれば文言も英語で表記される。

この「GAZETTE」の上部には以下の項目が表示されている。この国際出願はドイツ語で公開されているため、ドイツ語による発明の名称及び要約も併記されている。なお、日本語で公開されている場合には日本語は併記されない。

- (a) Biblio Data (書誌事項)
- (b) Description (明細書)
- (c) Claims (請求の範囲)
- (d) National Phase (国内段階)
- (e) Notice (通知)
- (f) Document (書類)

(WO/2005/025287) PLACEMENT UNIT FOR MOUNTING ELECTRIC COMPONENTS ONTO SUBSTRATES Description Claims National Phase Notices Documents Latest bibliographic data on file with the International Bureau Publication Number: Publication Date W/O/2005/025287 International Application No.: PCT/EP2004/05152 16.07.2004 International Filing Date: Int. Class.: H05K 13/04 (2006.01) Applicants: SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT [DE/DE]: Wittelsbacherplatz 2, 80333 München (DE) (All Except US).
BURGER, Stefan [DE/DE]: Steinmetzstr. 11, 81379 München (DE) (US Only).
Inventor:
BURGER, Stefan [DE/DE]: Steinmetzstr. 11, 81379 München (DE).
Agent:
SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT; Postfach 22 16 34, 80506 München (DE).
Priority Dats: 10341089.4 05.09,2003 DE (EN) PLACEMENT UNIT FOR MOUNTING ELECTRIC COMPONENTS ONTO SUBSTRATES (DE) GREFERREINEIT ZUM BESTÜCKEN VON SUBSTRATEN MIT ELEKTRISCHEN BAUELEMENTEN (EN) The invention relates to a placement unit (5) comprising a rotatable holder (9) for electric components (10) that can be placed on a substrate (3). The holder (9) is connected to a rotary drive (7) of the placement device by means of a separable coupling comprising coupling elements (12, 13) that can be uncoupled in an axial direction. When the component (10) is placed on the substrate (3), the coupling is completely separated, thus uncoupling the holder (9) fully from the rotary drive (7). The holder (9) is pre-stressed axially towards the component (10) against the rotary drive (7) by an adjustable pressure device, the coupling sudvesses (18) separating vover the axial pre-stress. Said application force can thus be adjusted individually in a more precise manner for different components.

(DE) Eine Greifereinheit (5) weist einen drehbaren Halter (9) für elektrische Bauelemente (10) auf, die auf ein Substrat (3) aufgesetzt werden können. Der Halter (9) ist über eine Trennkupplung mit in der Achsrichtung entkoppelbaren Kupplungselementen (12, 13) mit einem Drehantrieb (7) der Greifereinheit verbunden. Beim Aufsetzen des Bauelementens (10) auf die substrat (3) wird fex kupplung vollstandig getrennt, sodass der Halter (9) vollständig vom Drehantrieb (7) entkoppelt wird. Der Halter (9) wird segen den Drehantrieb (7) durch eine einstellbare Druckeinrichtung axial zum Bauelement (10) hin vorgespannt wobei die Koppelflächen (18) durch eine auf den Halter (9) einwirkende, die axiale Vorspannung übervindende axiale Aufsetzkraft voneinander abheben. Dadurch kann die Aufsetzkraft auch bei verschiedenen Bautellen individuell genauer eingestellt

図 4 国際公開公報の英語版 GAZETTE

- 3.「Documents (書類)」から得られる書類 (その1)
 国際予備審査請求がされていない国際出願の場合,
 図4の「(f) Documents (書類)」をクリックすると,
 図5に示すリストが表示される。このリストには本件国際出願に係る以下の書類名が表記される。
 - ① English Translation of International Preliminary Report on Patentability Chapter I(特許性に関 する国際予備報告(特許協力条約第 I 章)の英 訳)
 - ② English Translation of the Written Opinion of the International Search Authority (国際調査機 関の見解書の英訳)

- ③ International Preliminary Report on Patentability Chapter I(特許性に関する国際予備報告(特許 協力条約第 I 章))
- Written Opinion of the International Search Authority (国際調査機関の見解書)
- ⑤ DE 10341069.4 05. 09. 2003 (優先権書類の番号と出願日)
- ⑥ Initial Publication with ISR (A1 11/2005) (国際 調査報告付き最初の国際公開公報)

(WO/2005/025287) PLACEMENT UNIT FOR MOUNTING ELECTRIC COMPONENTS



図 5 Documents (書類) に含まれる書類のリストを表示した画面

上記書類は,優先権を主張して国際出願し,国際予備審査を請求しなかった場合に作成される書類である。以下,上記各書類について説明する。

(a) 国際調査報告付き最初の国際公開公報

上記書類の内、「⑥ Initial Publication with ISR(A1 11/2005)」をクリックすると国際公開公報が表示され、フロント頁、明細書、請求の範囲及び図面を入手することができる。本件は国際調査報告(ISR)が国際公開に含まれているので、国際調査報告も入手することができる。また、PCT 第 19 条補正がされていれば、この補正も含まれる。なお、国際調査機関の見解書は国際公開されないため、国際公開公報には含まれない。

図6に国際公開公報のフロント頁を示す。この国際出願はドイツ語で国際公開されているため、発明の名称及び要約には英訳が併記される。また、フロント頁に掲載された代表図面に文言が含まれていれば、この文言の英訳も併記される。

■国際公開の種類

国際公開に国際調査報告が含まれている場合, 国際



図 6 国際公開公報のフロント頁

公開公報には「A1」なるコードが付される。

しかし、国際公開までに国際調査報告(ISR)が作成されていないときには国際調査報告は国際公開に含まれず、「Initial Publication without ISR(A2 11/2005)」と表示される(「A2」は国際調査報告なしで国際公開されたことを意味している)。このような場合、国際調査報告は後から公開され、「Later publication of international search report(A3 11/2005)」と表示される(「A3」は国際調査報告のみがあとから国際公開されたことを意味している)。

(b) 国際調査機関の見解書

「④ Written Opinion of the International Search Authority」をクリックすると、「国際調査機関の見解書」が表示される。これは国際調査機関の審査官が国際調査報告に記載された先行技術文献に基づき、請求の範囲に記載された発明毎に「新規性」、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」について見解を述べたものであり、請求項毎に「Yes(有)」又は「No(無)」と明確な見解が示されている。

(c) 特許性に関する国際予備報告 (特許協力条約 第 I 章)

「③ International Preliminary Report on Patentability Chapter I」をクリックすると、「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第 I 章)」が表示される。これは、出願人が国際予備審査を請求しない国際

出願について,当該国際出願について作成された上記「国際調査機関の見解書」に「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第 I 章)」なる表題を付して指定官庁に送られるものである。従って,内容は上記「国際調査機関の見解書」と全く同じである。

(d) 国際調査機関の見解書の英訳

「② English Translation of the Written Opinion of the International Search Authority」をクリックすると、「国際調査機関の見解書の英訳」が表示される。この見解書はドイツ語で作成されており、英語によって作成されていない場合には「国際調査機関の見解書」の英訳が国際事務局によって作成され公開される。

(e) 特許性に関する国際予備報告 (特許協力条約 第 I 章) の英訳

「① English Translation of International Preliminary Report on Patentability Chapter I」をクリックすると、「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第 I 章)」の英訳が表示される。「国際調査機関の見解書」と同様、英語によって作成されていない場合には「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第 I 章)」の英訳が国際事務局によって作成され公開される。

(f) 優先権書類の番号と出願日

この国際出願は優先権を主張しており、「⑤ DE 10341069. 4 05. 09. 2003」をクリックすると優先権主張の基礎となったドイツ特許出願第 10341069. 4 号の認証された謄本である「優先権書類」が表示される。

■「国際調査機関の見解書|関連書類の提供時期

上記書類のうち、「国際調査機関の見解書」とその「英訳」、及び「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第 I 章)」とその「英訳」は、優先日から 30 カ月経過後でなければインターネット上で提供されない。

- **4.** 「Documents (書類)」から得られる書類 (その 2) 国際予備審査が請求された国際出願の場合,図 4 の「(f) Documents (書類)」をクリックするとリストが表示され、国際出願に係る以下の書類名が表記される(図 7)。
 - ⑦ English Translation of International Preliminary Report on Patentability Chapter Ⅱ (特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第Ⅱ章)の英訳)
 - 8 Written Opinion of the International Search

- Authority (国際調査機関の見解書)
- ⑨ International Preliminary Report on Patentability Chapter II (特許性に関する国際予備報告 (特許協力条約第Ⅱ章))
- ⑩ DE 10339479.6 27.08.2003 (優先権書類の番号 と出願日)
- ① Initial Publication with ISR(A1 10/2005)(国際 調査報告付き最初の国際公開公報)

(WO/2005/021613) FOAM REGULATING AGENT BASED ON CATIONIC URETHANE OLIGOMERS

Biblio, Data Description Claims National Phase Notices Documents

Documents in the file of the International Bureau (more information)

Type	Date-	Title	Size	View the document
ETIP2	29.06.2006	English Translation of International Preliminary Report on Patentability Chapter II	8 pages	PDF ZIP
WOSA	27.02.2006	Written Opinion of the International Search Authority	6 pages	PDF ZIP
IPRP2	27.02.2006	International Preliminary Report on Patentability Chapter II	12 pages	PDF ZIP
Pr. Doc.	10.03.2005	<u>DE 103 39 479.6</u> 27.08.2003	24 pages	PDF ZIP
Publication	10.03.2005	Initial Publication with ISR (A1 10/2005)	31 pages	HTML XML PDF ZIP

図 7 Documents (書類) に含まれる書類のリストを表示した画面

上記書類は,優先権を主張して国際出願し,国際予備審査を請求した場合に作成される書類であり,これらの書類のうち「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第Ⅱ章)」は国際予備審査機関により作成された国際予備審査報告であり,国際調査機関が作成した「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第Ⅰ章)」とは性格が異なる。以下,上記各書類について説明する。

(g) 特許性に関する国際予備報告 (特許協力条約 第 II 章)

「⑨ International Preliminary Report on Patentability Chapter II」をクリックすると「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第Ⅱ章)」が表示される。これは、出願人が国際予備審査請求した国際出願について、国際予備審査機関が出願人の答弁書及び補正書を考慮して作成した国際予備審査報告である。この報告は請求のあった選択官庁に送付される。

(h) 特許性に関する国際予備報告 (特許協力条約 第Ⅱ章)の英訳

「⑦ English Translation of International Preliminary Report on Patentability Chapter II」をクリックすると、「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第Ⅱ章)」の英訳が表示される。この報告が英語によって作成さ

れていない場合には英訳が国際事務局によって作成され公開される。

(i) 国際調査機関の見解書

「⑧ Written Opinion of the International Search Authority」は国際予備審査請求がされた場合、国際予備審査機関の第1回目の国際予備審査機関の見解書となり、この見解書に対して出願人が提出した答弁書及び補正書を考慮して国際予備審査報告が作成される。

■国際予備審査に関する一件書類の提供

国際予備審査報告の内容に関し、PCT は「国際事務局及び国際予備審査機関は、いかなる者又は当局(国際予備審査報告作成の後は、選択官庁を除く)に対しても国際予備審査の一件書類につき第三者に知らしめてはならない」旨規定している(第38条)。

国際予備審査報告が作成されると、国際事務局はその写しを請求のあった選択官庁に送付する。一方、選択官庁の国内法令が第三者に対し国内出願の一件書類の利用を認めている場合には、当該選択官庁は、国際公開された後、国際予備審査報告を含む国内出願に関する一件書類へのアクセスを国内法令が定める程度と同様の程度まで第三者に認めることができる(規則94.1~94.3)。

そして、国際予備審査報告に関し、国際事務局は、選択官庁が請求した場合に、当該選択官庁に代わり国際予備審査報告の写しを第三者に提供することとなっている(規則94.1 (c))。

この規定に基づき、以下の選択官庁は国際予備審査報告の写しを第三者に提供することを国際事務局に要請している(表1参照)。ただし、第三者に提供できるのは1998年7月1日以降に出願された国際出願に限られる。

5. 「Documents (書類)」から得られる書類 (その3)

上記「書類 (その1)」及び「書類 (その2)」から 得られる書類以外にも、以下の書類を入手することが できる。

- ① Notification Concerning Submission or Transmittal of Priority Document (PCT/IB/304:優先権書類提出又は送付の通知)
- ③ Notification of the Recording of a Change (PCT/IB/306:変更の記録の通知)
- ④ Declaration (発明者の宣誓)以下、上記各書類について説明する。

(j) 優先権書類提出又は送付の通知(PCT/IB/304)

「⑫ Notification Concerning Submission or Transmittal of Priority Document」をクリックすると「優先権書類提出又は送付の通知」が表示される。

優先権を主張して国際出願した場合,優先権書類を 所定の期間内に受理官庁又は国際事務局に提出しなければならない。この通知には,優先日,優先権主張の 基礎となった先の出願の番号,先の出願がされた国, 及び優先権書類が受理された日が記載され出願人に送 付される。

優先権書類が所定の期間内に提出されない場合,指定官庁は優先権の主張を無視することができる。そのため、この通知には、優先権書類が提出された場合は受理された日が記載され、受理された場合でも所定の期間内に受理されなかったときにはその旨が付記される。また、優先権書類が提出されなかった場合にはその旨が記載される。

(k) 変更の記録の通知 (PCT/IB/306)

「③ Notification of the Recording of a Change」を クリックすると、「変更の記録の通知」が表示される。

表 1 国際予備審査報告の写しを第三者に提供することを国際事務局に要請して いる国または機関(2007年4月1日現在)

国コード	国 名	国コード	国 名
AU	オーストラリア	GB	英国
AT	オーストリア	GE	グルジア
BY	ベラルーシ	LT	リトアニア
EA	ユーラシア特許機構	MW	マラウイ
EE	エストニア	NO	ノルウェー
EG	エジプト	SY	シリア
EP	ヨーロッパ特許機構		

⁽注) 国際予備審査報告(名称は「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第Ⅱ章)」) が選択官庁に送付されるのは優先日から30カ月経過後である。従って,国際予備審査報告がインターネット上で提供されるのは優先日から30カ月経過後である。

国際出願した後に、出願人や発明者の名義、氏名、あて名等を変更する場合、国際事務局は変更の要請が優先日から30カ月以内にされれば変更を記録し、出願人と受理官庁に通知する。変更の要請が国際公開前であれば国際公開公報に反映されるので第三者は変更後の出願人等を知ることができる。一方、国際公開後に変更されたときは、変更の記録の通知(PCT/IB/306)によって確認することができる。

(m) 宣誓書

「⑭ Declaration」をクリックすると、「宣誓書」が表示される。これは国際出願が米国に対して国内段階に移行する場合に提出する発明者であることの宣誓書である。

6. 国内段階移行情報(図8)

特定の国際出願が、どの国に対して国内段階に移行したかについては第三者にとって関心のあるところである。WIPO 国際事務局は各国特許庁等の協力を得て国内段階移行情報をインターネットで提供している。

図4の「National Phase (国内段階)」をクリックすると、この国際出願が国内段階に移行した国が表示される(図8)。この国際出願の場合、中国(CN)、韓国(KR)及び米国(US)に国内段階に移行したことを示しており、それぞれの国に国内段階に移行した日付と出願番号が表示されている。また、米国については国際出願が米国に移行後、2006年11月2日に公開されたことを示している。なお、出願番号をクリックするとその国での当該出願の書誌事項等を知ることができる。

<国内段階移行情報を提供している国>

国内段階移行情報は WIPO 国際事務局が PCT 締約 国の特許庁等から提供されたものをインターネットで 第三者に提供しているものである。ただし、すべての 締約国が国内段階移行情報を提供しているわけではな い。従って、情報を提供していない国については、国

Biblio. Data Description Claims National Phase Notices Documents									
Office Code	National Entry Dat	e National Reference	Number	Status					
	National Entry Dat 18.08.2005	e National Reference	Number	Status					
Office Code CN KR	·	100000000	Number	Status					

図8 国内段階移行情報

際出願が国内段階に移行したとしても図8の「Office Code」に国名は表示されない。

表 2 に国内段階移行情報を提供している国の一覧を示す。2007年4月1日現在,日本(JP),米国(US),中国(CN),韓国(KR),オーストラリア(AU),カナダ(CA)等27カ国が国内段階移行情報を提供しているが、ヨーロッパ特許庁はまだ提供していない。

この表にはこれらの国が国際事務局に国内段階移行情報の提供を開始した時期と、最新の情報更新時期が表示されている。なお、情報の更新頻度は国によって異なっており、最新の情報更新時期以降に国内段階に移行した場合には情報が表示されないので注意されたい。

(D) Graphics Function

先に述べたように、国際出願に関する情報を、キーワード、国際公開番号、国際出願番号、出願人、発明者、技術分野等を検索キーとして入手することができる。PatentScope Search Service は、これら検索キーを用いて入手した膨大な量のデータを整理しグラフにして表示してくれる。例えば、特定の出願人に関する調査をしたい場合、Graphics Function を利用して国際出願の動向等を分析することができる。

ここでは、2006年に公開された国際出願の件数がトップの出願人である「Philips」を例にとって、どのような情報が得られるか紹介する。なお、2007年3月までに「Philips」に関連する国際出願は19,000件以上国際公開されており、国際公開された国際出願のデータを基に以下の情報が提供される。

1. 国際公開件数 (図 10)

図2の「Applicant Name (出願人名)」の欄に、「Philips」と入力し、欄の下にある「Search」をクリックする。なお、他の欄には何も記入しない。

すると、**図9**に示すような「Philips」から出願された国際出願の一覧が英文で表示される。

図9の右上に表示された「▲」をクリックすると、 1980年~2007年3月までの国際公開件数がグラフと 共に表示される(**図10**)。

グラフからわかるように、「Philips」は 1995 年から PCT を積極的に使い始め、2004 年には国際公開件数が 3,000 件の大台に達している。その後も 2,800 件前後を維持しており、外国出願のほとんどを PCT を利

1			
国コード	国 名	提供開始時期	最新更新時期
AU	オーストラリア	1997年12月	2006年12月
AT	オーストリア	1980年11月	2005年11月
BZ	ベリーズ	2002年8月	2006年12月
BG	ブルガリア	2004年1月	2005年6月
CA	カナダ	1995年12月	2006年12月
CN	中国	1998年1月	2006年12月
GE	グルジア	2002年10月	2005年12月
DE	ドイツ	1980年11月	2007年1月
IL	イスラエル	1996年12月	2007年1月
JP	日本	1991年4月	2005年12月
KE	ケニア	1998年1月	2003年12月
LV	ラトヴィア	1998年1月	2005年10月
LT	リトアニア	1995年4月	2006年10月
MX	メキシコ	2004年1月	2006年10月
NZ	ニュージーランド	1985年12月	2006年10月
KR	韓国	1997年1月	2006年7月
RO	ルーマニア	1990年1月	2007年1月
RU	ロシア	2001年7月	2005年10月
SK	スロヴァキア	1993年1月	2005年12月
SI	スロヴェニア	2001年1月	2005年4月
ZA	南アフリカ	1999年12月	2006年10月
ES	スペイン	1990年5月	2005年8月
SE	スウェーデン	1982年12月	2006年11月
TR	トルコ	1996年3月	2005年7月
GB	英国	2000年1月	2006年5月
US	米国	1991年2月	2006年11月
UZ	ウズベキスタン	2001年1月	2004年12月

表 2 国内段階移行情報を提供している国(2007年4月1日現在: 27カ国)

Results of searching in PCT for: PA/Philips: 19668 records Showing records 1 to 25 of 19668 :					[Search Summary]
Next 25 records					Start At
Refine Search PA/Philips					RSS A
Title	Pub.	Date	Int.	Class	Applicant

DISK PLATBACK METHOU AND DEVICE.

To record specific information to a disk-shaped record medium and reproduce the recorded specific information without any influence on the error correction capability. Copy protection information (CPID) having an error correction code appended thereto, shuffled and otherwise treated is sent as a CPID bit block to an EDC rewrite circuit (14). The EDC rewrite circuit (14) the EDC rewrite circuit (14) rewrites an error detection code appended to user data in each sector in accordance with bit information in the CPID bit block. Thereafter, the data in each sector is scrambled, and an ECC block including a plurality of sectors is modulated with an error correction code and sync signal appended thereto. The modulated signal is recorded in a reserve area of a lead-in area of ...

2. (WO 2007/036911) FINE-PITCH ROUTING IN A 05.04.2007 H01L 23/498 KONINKLIJKE LEAD FRAME BASED SYSTEM-N-PACKAGE (SIP) DEVICE LECTRONICS N.V.

In an example embodiment, there is a package substrate (200) for mounting an integrated circuit (IC) device (205). The package substrate comprises an IC device placement area (290) surrounded by pad landings (215). For placing surface mount devices in vicinity of the pad landings, there is a plurality of component pads (235a, 235b, 235d). The plurality of component pads surrounds the pad landings (215). A plurality of device pins (225a, 225b, 225b, 225d, 245a, 245b, 245c, 245d) surrounds the component pads. One or more of the plurality of device pins, having fine-pitch conductive paths (270), couple the one or more of the plurality of device pins to a set of corresponding pad landings (215) or to a set of corresponding component pads;...

図9 P社から出願された国際出願の一覧

用して行っているものと思われる。

2. 出願国別の国際公開件数 (図 11)

「Philips」は多国籍企業であるため世界各国に研究開発拠点を有している。そのため、「Philips」の名でオランダ、ドイツ、米国等、各国に国際出願がされている。Graphics Functionを利用すると、「Philips」の名でされた国際出願の出願国別の国際公開件数の割合が円グラフで示される(図11)。また、出願国別の

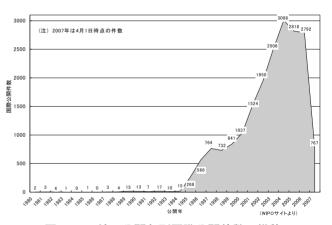


図10 P社の公開年別国際公開件数の推移

国際公開件数が表で表示される(表3)。

「Philips」の本社があるオランダ (NL) への出願 が最も多く (85%), 次いで, WIPO 国際事務局 (IB), ドイツ (DE), 米国 (US), 英国 (GB), フランス (FR), 日本 (JP) の順になっている。WIPO 国際事務局 (IB) への出願は受理官庁としての国際事務局 (IB) に出願したものであり, どの国で発明がされた かは発明者の国籍又は住所を見ればわかる。

3. 出願人名(図12)

出願人が「Philips」である国際出願を検索し、各種分析をグラフで示したものが提供されたが、図9のリス

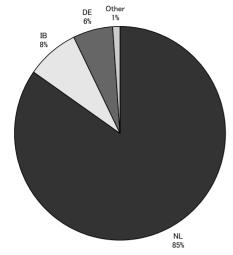


図11 P社の出願国別の国際公開件数の割合

表3 P社の出願国別の国際公開件数

国コード	国 名	国際公開件数	国コード	国 名	国際公開件数
ΝL	オランダ	16, 436	IΒ	国際事務局	1, 591
DΕ	ドイツ	1, 189	US	米 国	106
GВ	英国	18	FR	フランス	12
JР	日本	11	SE	スウェーデン	8
ΙL	イスラエル	8	ΕP	EPO	7
CN	中国	5	CA	カナダ	5
ВЕ	ベルギー	5	KR	韓国	3
ΝE	ニジェール	1	MY	マレーシア	1
ΙT	イタリア	1	AU	オーストラリア	1
ΑТ	オーストリア	1			

トには出願人名に「Philips」が含まれるものがすべて表示されている。例えば、「KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N. V.」、「PHILIPS INTELLECTUAL PROPERTY & STANDARDS GMBH」、「PHILIPS SEMICONDUCTORS、INC.」等である。

図 12 は出願人別の国際出願件数を示したものである。出願人名は 50 社にもなるため、図 12 では上位 10 社のみを表示した。図 12 には表示されていないが、出願人名の中には「SONY CORPORATION」の名も出てくる。これは例えば、「SONY CORPORATION」と「KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N. V.」との共同出願であって、「SONY CORPORATION」が筆頭の出願人になっている場合である。

4. 技術分野別の件数 (図 13)

出願人が「Philips」である国際出願がどの技術分野の発明に係るものであるか、技術分野別の件数が表示される(図 13)。

テレビ等の画像通信 (H04N) が最も多く,次いで 電気的デジタル処理 (G06F), CD 等への情報記録 (G11B),デジタル情報の伝送 (H04L),半導体

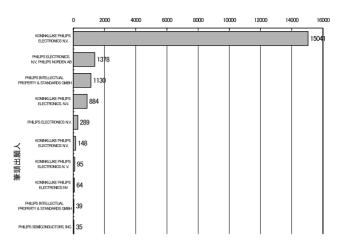


図 12 P社の出願人名別の国際公開件数

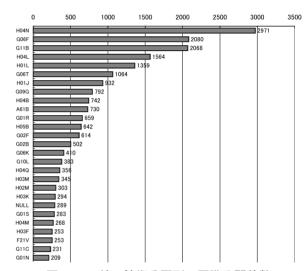


図 13 P 社の技術分野別の国際公開件数 (H01L), イメージ処理 (G06T) の順になっている。

(E) むすび

WIPO のホームページから、国際出願に関しどのような情報が入手できるか紹介したが、この他にもWIPO は PCT 制度に関する種々の情報を出願人のために提供している。

例えば、「PCT Applicant Guide」からは各国の国内 段階の手続きに関する情報が入手でき、「Legal Information」からは最新の特許協力条約の条文、規 則及び実施細則を入手することができる。これらの情 報は、

http://www.wipo.int/pct/en/から入手することができる。

注

(1)締約国の国内法令は、30カ月より遅い期限とすることができる。

(原稿受領 2007.5.14)